

地域生活支援拠点等整備検討部会報告

令和4年3月

1. 部会設置の目的等

地域生活支援拠点等（※）の整備推進について検討を行うもの（平成30年9月再開）。

※「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を確保したサービス提供体制。

2. 令和3年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和4年1月27日	・地域生活支援拠点等の認定手続きについて

3. 検討・協議内容

- ・本市においては、地域生活支援拠点等の整備は、本市又は本市が事業を委託した指定事業者（区・市障がい者基幹相談支援センター、緊急時受け入れ・対応拠点（類型Ⅰ～Ⅲ）等）としてきた。
- ・しかしながら、平成30年度及び令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所・施設について加算が創設されたため、今後、当該加算を活用し、地域生活支援拠点等の整備を進めることを確認した。
- ・また、加算の適用にあたっては、各事業所・施設が、運営規程に地域生活支援拠点等として担う機能を規定することに加え、常時の連絡体制や人材育成などの要件の付加を検討することを確認した。
- ・引続き、加算の具体的な適用に向けて検討を進めることとした。